公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４７５号
大分市大字荏隈305番地の１　サニーガーデン大石Ａ棟203
債務者　小林　美恵
１　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本すみれ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７０３号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―636号
債務者　平澤あや子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　恵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２９号
栃木県宇都宮市上戸祭町533番地７　パラドールＢ201、旧住所埼玉県川越市大字小堤760番地８
債務者　桑名　芳照
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
兵庫県伊丹市御願塚８丁目７番19号西浦荘２階７号、前住所兵庫県伊丹市南鈴原４丁目35番地
債務者　光山　好男
１　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７２４号
埼玉県ふじみ野市苗間434番地　コーポ四季105
債務者　井上　　悟
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７４６号
札幌市清田区平岡４条２丁目４番20号　コーポラスいずみ105号
債務者　鈴木　年和
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　早紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４２号
愛知県豊田市小坂町２丁目75番地　ハイツ近藤201号、住民票上の住所愛知県豊田市本新町９丁目105番地
債務者　寺島　　勘
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　貴文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２２号
愛知県瀬戸市道泉町41番地
債務者　旭美装こと　橋下　新一
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久野　　実
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７２６号
北海道北広島市稲穂町東11丁目１番地６
債務者　五十嵐　巧
１　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　迅生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４号
宮崎市本郷２丁目18番８号
債務者　中村　正文
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６５６号
横浜市都筑区平台14番９号
債務者　佐々木麻実子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　洋征
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1148番地　コーポオリエンタルＣ107
債務者　森　　亨三
１　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　國光　健宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１７１２号
さいたま市桜区大字大久保領家630番地53
債務者　渡邊　貴之
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　弘明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１３号
さいたま市桜区下大久保702―１　ステーシア305渡邊水紀方、住民票上の住所さいたま市桜区大字大久保領家630番地53
債務者　渡邊　道子
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　弘明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
金沢市笠舞１丁目22―12　オーハイム赤坂206号室、住民票上の住所金沢市横川７丁目55番地１
債務者　平　　幸基
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　哲哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２５号
長野市大岡乙160番地の１
債務者　田中たつじ
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　典久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係